

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札等による契約において設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「設計違算」とは積算条件と異なる単価、歩掛等の適用により、金入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、積算数量の不整合は含まない。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札の公告又は入札指名通知をした後、開札する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算の内容及び金額の誤りが軽微である場合は、市長は、設計違算を訂正し、訂正内容等を入札参加者に周知することにより、入札を続行することができるものとする。

(落札決定前の対応)

第4条 市長は、開札を行い、落札候補者を決定し、当該落札候補者を落札者と決定する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札に係る手続きを取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の決定に影響がない場合は、市長は、当該入札を有効とし、手続きを続行することができるものとする。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定し、当該入札に係る契約を締結する前に設計違算があることが判明した場合は、当該入札に係る手続き及び落札者の決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の決定に影響がない場合は、市長は、当該入札を有効とし、手続きを続行することができるものとする。

3 第1項の規定により、落札者の決定が取り消された場合において、当該取り消された者は、これによって生じた損害を市長に請求することができる。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、入札等による契約を締結した後に設計違算があることが判明した場合は、当該契約の相手方と協議し、原則として当該契約を継続する。

2 前項の規定にかかわらず、当該契約の履行状況等により契約を解除することが合理的であると判断される場合は、この限りでない。

3 前項の規定により、契約を解除した場合において、当該解除された者は、これによって生じた損害を市長に請求することができる。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。